

令和7年台風22・23号被災による八丈町へ寄せられた義援金と 物価高対策補助金に関するお知らせ

【令和7年台風22・23号被災による八丈町へ寄せられた義援金について】

この度は、令和7年台風22・23号被災支援の義援金にご協力いただきましてありがとうございました。皆様の温かいご厚意により、大変多くの義援金を集めることができ、その額1億5,900万円の金額となりました。（「寄付金」は除いています。）

この募られた義援金を八丈島へ還元すべく、その配分につきまして、本年5月27日に配分を決める委員会を開催しました。その結果、配分方法につきましては、罹災証明（住家）を受けている方で持家・全壊の方への配分金額最上位100万円として、段階別に配分金を支給するとともに、被災した10月

9日時点で八丈町に住所を有していた方へ一人1万円を分配することといたしました。

段階別の設定金額は別表のとおりとして掲載します。なお、申請単位は世帯とし、その基準日及び罹災証明発行基準日は統一して令和8年6月1日といたします。

■別表■罹災証明（住家）段階別分配金額

	持家	借家
全壊	1,000,000	300,000
大規模半壊	800,000	200,000
中規模半壊	600,000	100,000
半壊	400,000	50,000
準半壊	200,000	-
準半壊に至らない	60,000	-

【物価高対策補助金】

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、八丈町における全町民へ向けて補助金を支給することで、経済活動の低下の抑止を図るとともに子育て世代には、補助金加算の支給を行い、子育て環境充足の一助と成すことを目的として、本年度補助金を支給いたします。

令和8年6月1日（基準日）時点で八丈町に住民票がある方へ一人あたり5,000円を支給。また、当年度18歳を迎える世代（高等学校3年生相当）以下の方には5,000円を上乗せ加算し支給いたします。申請単位は世帯とし、その基準日は令和8年6月1日といたしますことをお知らせいたします。

【上記2つの配分金と補助金の世帯へのお知らせと申請について】

上記2つのお知らせは、基準日における全世帯を対象として、9～10月に同時に送付する予定としています。なお、申請についても、口座振込（一括）にて申請していただく予定としています。

＜担当＞福祉健康課 厚生係 2-5570